

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長 殿

**【提出日】** 2019年8月30日提出

**【発行者名】** 大和証券投資信託委託株式会社

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 松下 浩一

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

**【事務連絡者氏名】** 西脇 保宏  
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

**【電話番号】** 03-5555-3431

**【届出の対象とした募集内  
国投資信託受益証券に係る  
ファンドの名称】** 女性活躍応援ファンド

**【届出の対象とした募集内  
国投資信託受益証券の金  
額】** 10兆円を上限とします。

**【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年6月13日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）につき、関係法人に係る記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出します。

．【訂正の内容】

原有価証券届出書の記載事項を、＜訂正後＞の内容に訂正・更新します。

### 第三部 【委託会社等の情報】

#### 第2 【その他の関係法人の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

#### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行

資本金の額 279,928百万円（2019年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

##### (2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円 (2019年3月 末日現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでおります。
株式会社 S B I 証券	48,323	
岡三オンライン証券株式会社	2,500	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
G M O クリック証券株式会社	4,346	
四国アライアンス証券株式会社	3,000	
高木証券株式会社	11,069	
東海東京証券株式会社	6,000	
ほくほく T T 証券株式会社	1,250	
マネックス証券株式会社	12,200	
むさし証券株式会社	5,000	
楽天証券株式会社	7,495	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	
株式会社伊予銀行	20,948	
株式会社関西みらい銀行	( ) 38,900	
株式会社きらやか銀行	22,700	
株式会社熊本銀行	33,847	
株式会社静岡中央銀行	2,000	
株式会社清水銀行	10,816	

株式会社十八銀行	24,404	
株式会社十六銀行	36,839	
信金中央金庫	690,998	(注)
株式会社親和銀行	36,878	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
株式会社大東銀行	14,743	
株式会社但馬銀行	5,481	
株式会社筑邦銀行	8,000	
株式会社東北銀行	13,233	
株式会社トマト銀行	17,810	
株式会社富山第一銀行	10,182	
株式会社長崎銀行	6,121	
株式会社百十四銀行	37,322	
株式会社福岡銀行	82,329	
株式会社北都銀行	12,500	
株式会社宮崎銀行	14,697	
株式会社山形銀行	12,008	
株式会社山梨中央銀行	15,400	

( ) 資本金の額は、2019年4月1日現在のものです。

(注) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

## 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

## 3 【資本関係】

委託会社は、むさし証券株式会社の株式を41,500株所有しております。

委託会社は、リテラ・クリア証券株式会社の株式を615,736株所有しております。

### < 再信託受託会社の概要 >

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2019年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。